

防護措置の区分

現行の「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル（以下「現行マニュアル」という。）」において、各防護レベルの規格を以下のように示しているが、平成28年度の策定時から各規格の改正等がなされたことで、内容の見直しが必要である。

特に、IS016602等でタイプ1bに分類される化学防護服については、導入している消防本部がある一方、現行マニュアル上では扱いが明確になっておらず検討が必要である。

1 レベルA防護措置

(1) 現行マニュアルでの表記

図1-2 陽圧式化学防護服（自給式呼吸器内装形気密服）

JIS T 8115:2010 ・ IS016602 タイプ1a	EN943-1 ・ EN943-2 ただし、耐透過性少なくとも1種類の化学物質でクラス3以上	NFPA1991:2005
引張強さ クラス4以上		
縫合部強さ クラス5以上		
引裂強さ クラス3以上		
摩耗強さ クラス3以上		

【現行マニュアル：各防護措置ともにP.2-25～2-27から該当部分を抜粋】

(2) 最新規格の反映案

・ IS016602 ・ JIS T 8115 タイプ1a、 タイプ1b ・ IS017723-1	・ EN943-1 ・ EN943-2 ただし、耐透過性が少なくとも1種類の化学物質で クラス3以上	・ NFPA 1990(NFPA 1991) ・ NFPA1994 クラス1
--	--	---

(3) タイプ1aとタイプ1bの比較

	タイプ1a（自給式呼吸器内装形）	タイプ1b（自給式呼吸器外装形）
		 Drager社製 CPS7800 (Drager社HPより)
耐透過性	同等 ※タイプ1bは、面体の接合部及びアイピースに同等の耐透過性が必要	
陽圧性能	あり ※化学薬品が高い蒸気圧で存在しても、内部侵入しにくい	なし
防火服併用	不可	可（防護服の外側に着装可能）
活動性等	視野・伝声	面体及び防護服バイザーによる制限
	狭隘箇所	防護服内を陽圧にしているため、スペースを要する。
	隊員除染	防護服のみの除染
海外での扱い	NIOSH/OSHA/USCG/EPA ガイドラインの要件を踏まえ、レベルAに分類	

2 レベルB防護措置

(1) 現行マニュアルでの表記

図1-3 化学防護服（液体防護用密閉服）

JIS T 8115:2010 ・ IS016602 タイプ3	EN943-1 ・ EN943-2 ただし、耐透過性少なくとも1種類の化学物質でクラス3以上	NFPA1994:2012 クラス3
引張強さ クラス3以上		
縫合部強さ クラス4以上		
引裂強さ クラス2以上		
摩耗強さ クラス2以上		



(2) 最新規格の反映案

・ IS016602 ・ JIS T 8115 タイプ3	・ EN14605	・ NFPA 1990(NFPA 1992) ・ NFPA1994 クラス2
---------------------------------	-----------	---

3 レベルC防護措置

(1) 現行マニュアルでの表記

図1-4 化学防護服（浮遊固体粉じん及びミスト防護用密閉服）

JIS T 8115:2010 ・ IS016602 タイプ5及び6 適合品	EN14605	NFPA1992:2012
---	---------	---------------



(2) 最新規格の反映案

・ IS016602 ・ JIS T 8115 タイプ5、6	・ EN13982-1 ・ EN13034	・ NFPA1994 クラス3、4
-----------------------------------	--------------------------	-------------------

3 レベルD防護措置

(1) 現行マニュアルでの表記

レベルD防護措置

レベルD防護措置とは、化学剤・生物剤に対して防護する服を着装しておらず、消防活動を実施する必要最低限の措置である。



(2) 最新規格の反映案

修正等なし